

山添村誘客促進事業助成金交付要綱

令和4年4月1日
山添村告示第23号

(目的)

第1条 この要綱は、本村への旅行を実施又は手配した旅行者に対し、その費用を助成することにより、本村への旅行を誘致し、地域の活性化に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する旅行を実施又は手配する旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた者をいう。）とする。

- (1) 村内の観光資源を2つ以上組み入れること。
- (2) 村内において参加者全員の支出を伴う施設を利用すること。
- (3) 参加者が5人以上であること。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる参加者数の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- (1) 参加者が5人以上10人以下 5,000円
- (2) 参加者が11人以上 10,000円

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする旅行者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ山添村誘客促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程表（旅程が記載されている書類）
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 村長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、山添村誘客促進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、村長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第6条 申請者は、助成金の交付決定後において、申請の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、山添村誘客促進事業助成金変更・中止承認申請書（様式第3号）を村長に提出し、承認を得なければならない。

2 村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と

認めるときは、山添村誘客促進事業助成金変更・中止承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び助成金の交付請求）

第7条 助成金の交付決定を受けた旅行者は、旅行を実施したときは、速やかに山添村誘客促進事業助成金実績報告書（様式第5号）及び請求書（様式第6号）に、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、村長に提出しなければならない

- (1) 村内の観光資源を2つ以上来訪したことがわかる書類
- (2) 村内において参加者全員の支出を伴う施設を利用したことがわかる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（交付金額の確定及び交付）

第8条 村長は、前条の実績報告及び助成金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

（指示及び検査）

第9条 村長は、助成金の交付を受けた旅行者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（助成金の返還等）

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第5条後段の規定により村長が付した条件に違反したとき。
- (2) 前条に規定する指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
（山添村団体旅行誘致促進事業助成金交付要綱の廃止）
- 2 山添村団体旅行誘致促進事業助成金交付要綱（平成30年4月山添村告示第18号）は、廃止する。

附 則（令和4年5月山添村告示第47号）

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。